

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 災害罹災者に対する見舞金等交付規程

(目 的)

第1条 この規程は、五城目町に居住し、災害にあった会員世帯に対し見舞金又は弔慰金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対 象)

第2条 この規程による見舞の対象は次のとおりとする。

- (1) 風水害、地震、その他の自然災害により住家の全壊又は半壊の被害を受けた世帯
- (2) 火災の類焼により住家の全焼又は半焼の被害を受けた世帯
- (3) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- (4) 各号に該当しないが会長が特に見舞の必要を認めた世帯

(見舞金又は弔慰金)

第3条 罹災世帯に対する見舞金及び弔慰金は、次の範囲以内で行うものとする。

- (1) 見舞金は、次表の額の範囲内で会長が定めて給付する。

区 分	見舞金の額（1世帯当たり）
全壊流失又は全焼の被害を受けた世帯	10,000円
半壊又は半焼の被害を受けた世帯	5,000円

- (2) 会長は、災害の状況によっては、見舞金にかわって前号の見舞金相当の見舞品を給付することができる。
- (3) 弔慰金の給付は、死者（行方不明者を含む）1件につき10,000円以内とする。

(報 告)

第4条 事務局長は、見舞金又は弔慰金給付の対象者となる罹災世帯が発生した場合は、災害見舞給付適用報告書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(交付実施者)

第5条 会長は、見舞の給付を決定したときは、罹災者又はその家族に直接交付するものとする。

附 則

この規程は平成 8年 4月 1日から施行する。

(様式第1号)

災害見舞給付適用報告書

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 種 別	

罹災世帯の状況

No.	世 帯 主 氏 名	年 齢	職 業	被災の程度	備 考

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

事務局長

印

五城目町社会福祉協議会

会 長

様